



JASDAQ

平成 22 年 12 月 10 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
壽松木 康晴
(JASDAQ・コード番号: 8893)
問合せ先 執行役員 管理本部長兼グループ経営企画部長
佐藤 啓明
(TEL. (03) 5962-0775)

増資差止め仮処分の申立て却下決定に関するお知らせ

当社が平成 22 年 11 月 24 日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式発行について、同日付で RHIS バリュースアップ 1 号投資事業有限責任組合及び SHIN NIHON TATEMONO VALUE UP LIMITED (以下「債権者」と総称します。) から当該新株式発行の差止めの仮処分を求める申立て (以下「本件申立て」といいます。) がなされておりましたが、本日、東京地方裁判所において、本件申立てを却下する決定がなされたので、お知らせいたします。

記

1. 決定の概要

(1) 決定日

平成 22 年 12 月 10 日

(2) 決定の内容

本件申立てを却下する。

申立費用は債権者の負担とする。

2. 今後の見通し

当社は、本件申立ての却下の決定を受け、当初の日程どおり新株式を発行する予定であります。当該新株式発行の概要につきましては、平成 22 年 11 月 24 日付「第三者割当による普通株式、譲渡制限種類株式及び優先株式 (取得価額修正条項付) の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上